# 埼玉県感染症対策要綱

 健増第
 913
 号
 平成11年8月11日

 感対第
 242
 号
 令和3年6月1日

埼玉県保健医療部感染症対策課

# 目 次

	第		1 2 3 4 5 6 7 8	総条条条条条条条条		目感生医保衛関人	的染活療健生係権	症衛整所研各へ	対生備の究課の	策課課責所室配	課及及務のと慮	のびび 責の	責食薬 務連	務品務 携	安課	全の	課責	の務	責	務													· 1	
	第第第第	1 1 1 1	0 1 2 3	平条条条条条		感研連保	染修絡健	症等体所	のの制長	予実のの	防施保指	に持導	等			普	及	啓											 		•	 	. 2	:
	第第第第第第第	1 1 1 1 2 2 2	5 6 7 8 9 0 1 2	二条条条条条条条条		医患検検入入退第	師者体体院院院二	か等のの勧期 種	らの採収告間 感	の調取去・の 染	届査 措延 症	出 置長 指	定	医	療	機	関		対外						••	••		••	 	•	•	 	• 4	-
	第第第第第第第第第	2 2 2 2 2 2 3 3 3	4 5 6 7 8 9 0 1 2	条条条条条条条条条		苦健場消そ水検都	原情康所毒のの査道	体の診・命他使機府	を処断物令保用関	保理 件 健制等	有 等指所限か	し の示長・ら	て 調の禁の	い 査 行止病	な う 原	け 措体	こ置		の情			入	手											
第	4 第第第第第第第	章 3 3 3 3 3 3 4 4	4 5 6 7 8 9 0 1	条 一条条条条条条条条	類	<ul><li>一一一新苦一建交</li></ul>	新類類類感情類物通	型感感感染の・への	染染染症処新の制	症症症の理感立限	患患患所 染入・	者者者見 症り遮	・・のが の制断	新新入あ ま限	感感院る ん・	染染 者 延	症症 の 防	のの 入 止	所検 院	見体	がの	あ 採	る 取	者 •	の	調	査		 			 	· 1	2

	第	4	3	条	検	査	機	関	等	か	ら	の	病	原	体材	食と	出情	斬	り	入	手								
	第	4	4	条	都	道	府	県	等	か	ら	の	通	報															
	第	4	5	条	検	査																							
	第	4	6	条	瓽	医	師	等	か	ら	の	IJ	患	動	物(	のほ	畐 出	1											
	第	4	7	条	IJ	患	動	物	の	検	査																		
第	5	章		集団	発	生	時	等	の	対	応	٠.	٠.	٠.			• •				٠.	٠.	 	٠.	 	• • •	• • •	· 1	9
	第	4	8	条	発	生	状	況	及	び	原	大	の	調	査														
	第	4	9	条	関	係	機	関	の	支	援																		
	第	5	0	条	五	類	感	染	症	の	集	寸	発	生	等														
附		則	٠.			• •			٠.	٠.	٠.	• •	٠.	٠.	• • •		• •			٠.	• •	٠.	 • •	٠.	 	• • •	• • •	· 2	0
	施	行	期	日																									
別	表		1																										
				_				_																					
様	式	第	3	号~	第	2	6	号																					

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防に関し必要かつ具体的な対応を定めるとともに、感染症発生時の対応を定めることにより、感染症の予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び県民の健康増進に寄与することを目的とする。なお、結核及び新型インフルエンザ等感染症に関する対応(獣医師等からのり患動物の届出に対する対応を除く。)は別に定める。また、指定感染症については、指定の都度一類感染症から三類感染症に準じた対応を行う。

# (感染症対策課の責務)

- 第2条 感染症対策課は、県の感染症対策を統括し、感染症対策が的確に行えるよう県内各地域の状況を把握するとともに、関係機関との連携が円滑に図られるよう努めなければならない。
- 2 感染症対策課は、県内の保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)との連絡調整を行い、情報の共有及び業務の連携が図られるよう努めなければならない。

(生活衛生課及び食品安全課の責務)

第3条 生活衛生課及び食品安全課は、食品、水、飼育動物等が原因となる感染症を未然に防止するため、感染症対策課と連携して食品営業者、給食事業者、水道事業者、動物取扱業者等の指導に努めなければならない。

#### (医療整備課及び薬務課の責務)

第4条 医療整備課及び薬務課は、感染症対策課が行う感染症予防及びまん延 防止のための措置に、技術的助言・人的派遣及び関係機関・団体への協力要 請などにより積極的に協力しなければならない。

#### (保健所の責務)

- 第5条 保健所は、地域の感染症対策の技術的専門機関として、地域住民及び 市町村等関係機関に対し情報の提供を行い、技術的な助言及び指導に当たら なければならない。
- 2 保健所は、感染症対策の地域拠点機関として、感染症発生時における原因 究明、まん延防止並びに健康相談及び指導を行わなければならない。

(衛生研究所の責務)

- 第6条 衛生研究所は、県の感染症対策の科学的かつ技術的中核機関として、 感染症対策課及び保健所に対し支援を行わなければならない。
- 2 衛生研究所は、感染症の情報集積機関(感染症情報センター)として、国内外における公衆衛生情報等を収集し、解析し、及び積極的に提供しなければならない。
- 3 衛生研究所は、県の感染症対策に必要な病原体検査を行わなければならない。

(関係各課との連携)

第7条 学校、保育施設、社会福祉施設等の施設における感染症の発生及びま ん延防止のため、各施設を所管する課は、当該施設の衛生指導に努めなけれ ばならない。

(人権への配慮)

第8条 感染症対策の実施にあたり、各機関は患者等の人権の保護に配慮しなければならない。

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの要綱の適用)

- 第9条 一類感染症の疑似症患者及び無症状病原体保有者については、一類感染症の患者とみなして、この要綱を適用する。
- 2 二類感染症のうち重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。以下単に「鳥インフルエンザ」という。)の疑似症患者は、二類感染症の患者とみなして、この要綱の規定を適用する。

#### 第2章 平常時対策

(感染症の予防に関する普及啓発)

第10条 保健所長及び感染症対策課長は、感染症の予防に関する普及啓発に 努めるものとする。 (研修等の実施)

- 第11条 感染症対策課長及び衛生研究所長は、感染症対策に関する研修会を 実施し、職員の資質の向上を図らなければならない。
- 2 感染症対策課長は、必要に応じ関係機関及び関係団体と協議し、感染症危機管理のためのシミュレーションを実施するなどの対策を図るよう努めなければならない。

(連絡体制の保持)

- 第12条 保健所長は、感染症発生時における迅速かつ適切な対応のため、地域の医師会、獣医師会、市町村等関係機関との密接な連絡体制の保持を図らなければならない。
- 2 感染症対策課長は、感染症発生時における迅速かつ適切な対応のため、県内保健所設置市、県医師会、県獣医師会、他の都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区(以下「都道府県等」という。)等関係機関との密接な連絡体制の保持を図らなければならない。

(保健所長の指導等)

- 第13条 保健所長は、市町村長に対し、消毒用器具及び消毒薬の整備及び管理並びに消毒方法について指導するものとする。
- 2 感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)が所在する区域を管轄 する保健所長は、当該感染症指定医療機関の管理者に対し、感染症の患者に 対する適切な医療を提供するために必要な施設等を整備するよう指導する ものとする。また、適切に管理、運営されているかを監視しなければならな い。

(食品営業者等に対する指導等)

- 第14条 保健所長は、別表1に掲げる業務の管理者に対し、飲食物の製造、 販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する当該従業員等の健康管理 に努めるよう指導し、同表に掲げる検査を勧奨するものとする。
- 2 保健所長は、前項の規定による業務の管理者に対し、検査機関において自 主的に検査を受けるよう指導するものとする。

# 第3章 二類・三類・四類感染症の発生時対策

(医師からの届出)

- 第15条 医師から二類・三類・四類感染症の患者等の届出を受けた保健所長 は、直ちに患者等の所在地を確認しなければならない。
- 2 届出を受理した保健所長は、前項の規定による確認により、患者等が当該 保健所管外の県内に所在することが判明したとき、直ちに当該所在地を管轄 する保健所長に通報するものとする。
- 3 届出を受理した保健所長は、第1項の規定による確認により、患者等が県外に所在することが判明したとき、直ちに感染症対策課長に通報するものとする。
- 4 感染症対策課長は、前項の規定による通報を受けたとき、直ちに患者等の 所在地を管轄する都道府県等に通報するものとする。
- 5 感染症対策課長は、都道府県等から二類・三類・四類感染症の患者等が県内に所在するとの通報を受けた場合、直ちに当該患者等の所在地を管轄する保健所長に通報するものとする。

# (患者等の調査)

- 第16条 二類・三類感染症の患者等について、前条の規定による届出又は通報を受けた患者等の所在地を管轄する保健所長(以下「管轄保健所長」という。)は、感染症対策課長に通報の上、直ちに患者等の所在地に赴き、患者等又は関係者との面会により患者の症状等について調査を行うとともに、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、医師から届出のあった内容を患者等届出事項通知書(様式第6号)により当該患者等に通知し、就業制限等の内容について説明するものとする。
- 2 四類感染症の患者について、前条の規定による届出又は通報を受けた管轄保健所長は、当該感染症のまん延防止のために必要があると認めるときは、 患者又は関係者の症状等について調査を行うものとする。
- 3 前2項の調査を行うにあたり必要があると認めるときは、患者等又はその保護者に対し、検体の提出若しくは検体の採取に応じることを求め、又は、 検体若しくは当該検体から分離された病原体を所持している者に対し、検 体・病原体を提出することを求めることができる。
- 4 前3項の規定による調査を行う職員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第18条の規定による証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 管轄保健所長は、第1項から第3項までの規定による調査に伴い、患者等

及び関係者に対し、健康指導及び衛生指導を行うものとする。

- 6 管轄保健所長は、第1項の規定による通知をしようとするときは、別に定めるところに従い、あらかじめ、当該患者等の所在地を管轄する保健所に設置された感染症診査協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 7 前項ただし書に規定する場合において、管轄保健所長は、速やかに、その 通知した内容について当該協議会に報告しなければならない。

#### (検体の採取等)

- 第17条 管轄保健所長は二類感染症のまん延を防止するため必要があると 認めるときは、患者等又はその保護者に対し、検体採取勧告・措置書(様式 24号)を通知し、検体の提出又は検体の採取に応じるべきことを勧告する ことができる。
- 2 管轄保健所長は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない 場合、検査のため必要な最小限度において検体を採取することができる。
- 3 管轄保健所長は、緊急の必要があるときは、第1項に規定する書面による 通知をしないで勧告・措置を行うことができる。なお、通知しない場合は口 頭により説明し、後日当該通知事項を書面で交付しなければならない。

# (検体の収去等)

- 第18条 管轄保健所長は二類感染症の発生を予防し、又はまん延を防止ため 必要があると認めるときは、検体又は当該検体から分離された病原体を所持 している者に対し、検体・病原体提出命令書(様式25号)を通知し、検体 又は感染症の病原体の提出を命ずることができる。
- 2 管轄保健所長は前項に規定による命令を受けた者が当該命令に従わない 場合、検査のため必要な最小限度において検体又は感染症の病原体を無償で 収去することができる。
- 3 管轄保健所長は、緊急の必要があるときは、第1項に規定する書面による 通知をしないで命令をし、収去を行うことができる。なお、通知しない場合 は口頭により説明し、後日当該通知事項を書面で交付しなければならない。

# (入院勧告・措置)

第19条 管轄保健所長は、二類感染症の患者について、当該感染症のまん延 防止のため必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し入院 勧告書[二類感染症] (様式第7号)を通知し、第二種感染症指定医療機関 への入院を勧告することができる。

- 2 管轄保健所長は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る 患者又はその保護者に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めな ければならない。
- 3 管轄保健所長は、第1項の規定による勧告を受けた者が勧告に従わない場合、当該患者又はその保護者に対し、入院措置書[二類感染症] (様式第8号)を通知し、当該患者を第二種感染症指定医療機関に入院させることができる。
- 4 管轄保健所長は、緊急の必要があるときは、第1項及び前項に規定する書面による通知をしないで勧告・措置を行うことができる。なお、通知しない場合は口頭により説明し、後日当該通知事項を書面で交付しなければならない。
- 5 入院勧告・措置を行った保健所長は、その旨を直ちに入院勧告・措置先医療機関の管理者に通報するものとする。
- 6 管轄保健所長は、入院勧告・措置先医療機関に当該患者を移送することができる。なお、当該保健所長による移送が困難なときは、あらかじめ契約した業者に移送を委託することができる。
- 7 第1項又は第3項の規定により入院勧告・措置を行った保健所長は、別に 定めるところに従い、遅滞なく入院勧告・措置先医療機関を管轄する保健所 について置かれた感染症診査協議会に報告しなければならない。
- 8 入院勧告・措置先医療機関の管理者は、当該患者の症状及び治療の内容に ついて、入院勧告・措置を行った保健所長に適宜報告するものとする。

#### (入院期間の延長)

- 第20条 前条第1項又は第3項の規定により入院勧告・措置を行った保健所長は、当該感染症のまん延を防止するため、当該患者について72時間を超えて入院を継続する必要があると認めたときは、10日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院期間の経過後、これをさらに延長(以下「再延長」という。)しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定により当該保健所長が入院期間の延長、又は再延長を行う場合、別に定めるところに従い、あらかじめ入院勧告・措置先医療機関を管轄する保健所について置かれた感染症診査協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定により入院期間の延長を決定した保健所長は、入院期間延長 勧告書[二類感染症] (様式第9号)により、当該患者又はその保護者に入

院期間の延長を勧告するものとする。

- 4 前項の規定による勧告を受けた者が勧告に従わない場合、又は再延長を行う場合、当該保健所長は、入院期間延長措置書[二類感染症] (様式第10号)により、入院期間の延長を措置することができる。
- 5 第3項又は前項の規定により当該患者の入院期間の延長について勧告・措置を行った保健所長は、その旨を直ちに入院勧告・措置先医療機関の管理者に通報するものとする。
- 6 前条第4項の規定は、当該保健所長が第3項又は第4項の規定による入院 期間延長勧告・措置を行う場合について準用する。
- 7 管轄保健所長は、第1項の規定により、72時間を超えて10日以内の期間を定めて入院期間延長の勧告を行おうとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、自らが指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を意見陳述機会通知書(様式第23号)により通知しなければならない。
- 8 前項の規定による意見を聴取した職員は、聴取書を作成し、指定を受けた 保健所長に提出しなければならない。

# (退院)

- 第21条 第19条第1項又は第3項の規定により入院勧告・措置を行った保 健所長は、当該患者の症状の把握に努めるものとする。
- 2 入院勧告・措置先医療機関の管理者は、当該患者が病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことを確認したとき、患者病原体等消失通知書(様式第11号)により、入院勧告・措置を行った保健所長に通知するものとする。
- 3 当該保健所長は、当該患者又はその保護者から退院の請求を受けたとき、 速やかに前項に規定する内容の確認を行わなければならない。
- 4 第1項から第3項までの規定により、当該患者が病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことを確認した当該保健所長は、当該患者又はその保護者に対し、入院勧告・措置解除通知書(様式第12号)により通知するものとする。
- 5 当該保健所長は、当該患者を退院させるとき、その旨を直ちに入院勧告・ 措置先医療機関の管理者及び感染症対策課長に通報しなければならない。

(第二種感染症指定医療機関以外への入院)

第22条 第19条第1項又は第3項の規定による入院勧告・措置を行う場合において、緊急その他やむを得ない理由により、当該患者を第二種感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させる必要があると認めた場合、管轄保健所長は、感染症対策課長に入院勧告・措置先医療機関について協議するものとする。この場合において、第19条第1項及び第3項中「第二種感染症指定医療機関」とあるのは「保健所長が適当と認める医療機関」と読み替える。

(感染症対策課長への報告)

- 第23条 第16条から前条までの規定による調査及び行政対応を行った保健所長は、当該内容を直ちに感染症患者等発生書(様式第13号)により感染症対策課長にファクシミリ等で報告するものとする。レジオネラ症については、併せてレジオネラ調査票(様式13号-2)及びレジオネラに関する施設・設備調査票(様式13号-3、様式第13号-4)を作成し報告するものとする。なお、新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等感染症患者発生書(様式第13号-5)により報告するものとする。
- 2 前項の規定による報告を受けた感染症対策課長は、必要に応じて関係課や 都道府県等関係機関に対して情報提供を行うものとする。

(病原体を保有していないことの確認)

- 第24条 管轄保健所長は、患者等が入院又は受診している医療機関からの報告等の方法により、二類・三類感染症の患者等が病原体を保有していないこと(ただし、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び鳥インフルエンザについては、病原体を保有していないこと又はその症状が消失していること。)を確認するものとする。また、医療機関による確認が困難な場合、管轄保健所長は検体を採取し、衛生研究所に検査を依頼するものとする。
- 2 前項の規定により患者等が病原体を保有していないことを確認した保健 所長は、当該患者等に対する就業制限を解除し、当該患者等の請求に応じて 就業制限解除通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 3 管轄保健所長は、当該患者等が当該病原体を保有していない事実を確認したとき、その旨を感染症対策課長に通報するものとする。

(苦情の処理)

第25条 管轄保健所長は、第19条及び第20条並びに第22条の規定により入院している患者又はその保護者から、当該患者が受けた処遇について、 文書又は口頭により、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処 理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。

2 前項に規定する患者又はその保護者が、口頭で苦情の申出をしようとする ときは、当該保健所長は、自らが指定する職員にその内容を聴取させること ができる。

## (健康診断)

- 第26条 管轄保健所長は、二類・三類感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、当該感染症の患者等の家族等、当該感染症にかかっていると疑われる者に健康診断実施勧告・措置書(様式第15号)により通知し、その者の健康状態を調査するとともに、当該感染症にかかっているかどうかの検査を勧奨するものとする。
- 2 管轄保健所長は、前項の規定による健康診断の結果を直ちに感染症対策課 長に報告するものとする。
- 3 管轄保健所長は、当該感染症にかかっていると疑われる者が当該保健所管外の県内に所在するとき、その所在地を管轄する保健所長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による通報を受けた保健所長について準用する。この場合において、「管轄保健所長」とあるのは「通報を受けた保健所長」と読み替える。
- 5 前項において準用する第1項の規定による健康診断を行った保健所長は、 その結果を管轄保健所長に報告し、管轄保健所長は、その結果を感染症対策 課長に報告するものとする。
- 6 管轄保健所長は、当該感染症にかかっていると疑われる者が県外に所在するとき、感染症対策課長に通報するものとする。
- 7 感染症対策課長は、前項の規定による通報を受けたとき、その所在地を管轄する都道府県等に通報するものとする。
- 8 第19条第4項の規定は、管轄保健所長が第1項(第4項において準用される場合を含む。)に規定する健康診断を行う場合について準用する。

#### (場所・物件等の調査)

- 第27条 管轄保健所長は、二類・三類・四類感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場所又は物件等の所在地に立ち入り、必要な調査をすることができる。
- 2 管轄保健所長は、当該感染症に汚染され又は汚染された疑いがある場所又 は物件が当該保健所管外の県内に所在するとき、その所在地を管轄する保健

所長に通報するものとする。

- 3 第1項の規定は、前項の規定による通報を受けた保健所長について準用する。この場合において、「管轄保健所長」とあるのは「通報を受けた保健所長」と読み替える。
- 4 管轄保健所長は、当該感染症に汚染され又は汚染された疑いがある場所又 は物件が県外に所在するとき、感染症対策課長に通報するものとする。
- 5 感染症対策課長は、前項の規定による通報を受けたとき、その所在地を管轄する都道府県等に通報するものとする。
- 6 第3項の規定による通報を受けた保健所長が、第28条又は第29条の規 定による措置等を行った場合、当該措置等の内容を管轄保健所長に報告する ものとする。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査を行う職員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第18条の規定による証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

# (消毒命令・指示)

- 第28条 二類・三類・四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場所又は飲食物、衣料、寝具その他の物件の所在地を管轄する保健所長は、当該感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、当該患者等又はその家族若しくは関係者に消毒実施命令書(様式第16号)により通知し、当該場所又は物件を消毒することを命じることができる。ただし、当該患者等若しくはその家族又は関係者による消毒が困難な場合は、当該場所又は物件の所在する場所を管轄する市町村に消毒実施指示書(様式第17号)により通知し、当該場所又は物件を消毒するよう指示することができる。
- 2 前項の規定による措置は、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要な 最小限度のものでなければならない。
- 3 第19条第4項の規定は、管轄保健所長が第1項の規定による措置を行う場合について準用する。

#### (その他保健所長の行う措置)

第29条 二類・三類・四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場所、物件等の所在地を管轄する保健所長は、当該感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、様式第16号又は第17号に準じた書面により通知し、感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律(以下「法」という。)第28条から第30条までの規定による措置を命令又は指示することができる。

- 2 第19条第4項及び前条第2項の規定は、前項の規定により保健所長がその他の措置を行う場合について準用する。
- 3 第1項の規定による措置を実施した場合、保健所長は感染症対策課長に通報しなければならない。

(水の使用制限・禁止)

- 第30条 二類・三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場所を管轄する保健所長は、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため、 当該場所における給水の制限又は禁止の措置が必要と認められた場合、感染症対策課長に通報するものとする。
- 2 前項の通報を受けた感染症対策課長は、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため真にやむを得ない場合に限り、当該場所の管理者に対し様式第16号に準じた書面により通知し、必要最小限の措置をとらせることができる。
- 3 第16条第4項の規定は、感染症対策課長が前項の規定による措置を行う 場合について準用する。

(検査機関等からの病原体検出情報の入手)

- 第31条 検査機関等から二類・三類・四類感染症の病原体検出情報を受けた 保健所長は、直ちに当該者の所在地を確認しなければならない。
- 2 第15条第2項から第5項までに規定する患者等所在地への通報は、前項 に規定する情報を受けた場合について準用する。
- 3 当該者の所在地を管轄する保健所長は、当該者を診断し、二類・三類・四類感染症の疾患に応じて感染症発生届出票(感染症発生動向調査事業実施要綱に定める様式)を作成するものとする。
- 4 第16条から第30条までの規定は、前項の規定により保健所長が患者等 を診断した場合について準用する。

(都道府県等からの通報)

- 第32条 感染症対策課長は、都道府県等から、二類・三類・四類感染症にかかっていると疑われる者又は当該感染症に汚染され若しくは汚染された疑いがある場所若しくは物件が県内に所在するとの通報を受けた場合、その所在地を管轄する保健所長に通報する。
- 2 前項の規定による通報を受けた保健所長が、第26条から第27条までの 規定による措置等を行った場合、直ちに感染症対策課長に報告するものとす る。

(検査)

- 第33条 保健所長は、第16条第3項、第17条第1項又は第2項、第18条第1項又は第2項に規定する調査において、提出を受け若しくは採取、収去した検体・病原体の検査については、採取した検体を衛生研究所に搬送し、埼玉県感染症発生動向調査実施要綱に定める別記様式1第1号(一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(別記様式第2号から様式第6号に該当する感染症を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体))、別記様式1第2号(インフルエンザ・インフルエンザ様疾患検査票(病原体))、別記様式1第3号(五類感染症(カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症)検査票(病原体))、別記様式1第4号(五類感染症(バンコマイシン耐性腸球菌感染症)検査票(病原体))、別記様式1第5号(五類感染症(薬剤耐性アシネトバクター感染症)検査票(病原体))、別記様式1第6号(五類感染症(薬剤耐性湯膿菌感染症)検査票(病原体))により検査を依頼するものとする。
- 2 前項の規定による検査を依頼された衛生研究所長は、直ちに検査を実施 し、検査の成績を、検査を依頼した保健所長に埼玉県感染症発生動向調査実 施要項に定める別記様式により通知するものとする。
- 3 保健所長は、第24条第1項、第26条第1項又は第4項に規定する検査 において、採取した検体を衛生研究所に搬送し、検体送付書(様式第3号) により検査を依頼するものとする。
- 4 前項の規定による検査を依頼された衛生研究所長は、直ちに検査を実施 し、検査の成績を、検査を依頼した保健所長に成績通知書(様式第4号)に より通知するものとする。

# 第4章 一類感染症・新感染症の発生時対策

(一類感染症患者・新感染症の所見がある者の調査)

- 第34条 一類感染症又は新感染症に係る医師からの届出については、第15 条の規定を準用する。この場合において、第15条第1項及び第5項中「二 類・三類・四類感染症」とあるのは「一類感染症・新感染症」と読み替える。
- 2 前項の規定による届出又は通報を受けた保健所長は、直ちに届出医師、当該者又はその関係者から聴取調査を行い、その概要を直ちに感染症対策課長 に通報するものとする。
- 3 一類感染症患者又は新感染症の所見がある者の調査等については、第16 条の規定を準用する。この場合において、第16条中「前条」とあるのは「第

- 34条第1項において読み替えて準用する第15条」と読み替える。なお、 新感染症の所見がある者の調査等においては、準用した第16条の規定中、 就業制限に係る事項について適用しない。
  - (一類感染症患者・新感染症の検体の採取・収去等)
- 第35条 一類感染症又は新感染症の検体の採取等については、第17条の規定を準用する。この場合において、第17条第1項中「二類感染症」とあるのは「一類感染症、新感染症」と読み替える。
- 2 一類感染症又は新感染症の検体の収去取等については、第18条の規定を 準用する。この場合において、第18条第1項中「二類感染症」とあるのは 「一類感染症、新感染症」と読み替える。

# (一類感染症患者の入院)

- 第36条 一類感染症患者の入院勧告・措置については、第19条の規定を準用する。この場合において、第19条第1項中「二類感染症」とあるのは「一類感染症」と、「入院勧告書[二類感染症](様式第7号)」とあるのは「入院勧告書[一類感染症・新感染症](様式第18号)」と、同条第1項及び第3項中「第二種感染症指定医療機関」とあるのは「第一種感染症指定医療機関」と、同条第3項中「入院措置書[二類感染症](様式第8号)」とあるのは「入院措置書[一類感染症・新感染症](様式第19号)」と、同条第6項中「移送することができる」とあるのは「移送するものとする」と読み替える。
- 2 一類感染症患者の入院期間の延長については、第20条の規定を準用する。この場合において、第20条第1項及び第6項中「前条」とあるのは「第36条第1項において読み替えて準用する第19条」と、同条第3項中「入院期間延長勧告書[二類感染症] (様式第9号)」とあるのは「入院期間延長勧告書[一類感染症・新感染症] (様式第20号)」と、同条第4項中「入院期間延長措置書[二類感染症] (様式第10号)」とあるのは「入院期間延長措置書[一類感染症・新感染症] (様式第21号)」と読み替える。
- 3 一類感染症患者の退院については、第21条の規定を準用する。この場合において、第21条第1項中「第19条」とあるのは「第36条第1項において読み替えて準用する第19条」と、同条第2項及び第4項中「病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと」とあるのは「病原体を保有していないこと」と読み替える。
- 4 一類感染症患者の第一種感染症指定医療機関以外の医療機関への入院については、第22条の規定を準用する。この場合において、第22条中「第19条」とあるのは「第36条第1項において読み替えて準用する第19条」

と読み替える。

- 5 一類感染症患者に係る調査及び行政対応についての感染症対策課長への報告については、第23条の規定を準用する。この場合において、第23条第1項中「第16条から前条まで」とあるのは「第34条第3項において準用する第16条の規定及び第36条第1項から第4項において準用する第19条から第22条まで」と読み替える。
- 6 一類感染症患者が病原体を保有していないことの確認については、第24 条の規定を準用する。この場合において、第24条第1項中「二類・三類感 染症」とあるのは「一類感染症」と読み替える。

(新感染症の所見がある者の入院)

- 第37条 新感染症の所見がある者の入院勧告・措置については、第19条(第2項、第7項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第19条第1項中「入院勧告書[二類感染症](様式第7号)」とあるのは「入院勧告書[一類感染症・新感染症](様式第18号)」と、同条第1項及び第3項中「第二種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関」と、同条第3項中「入院措置書[二類感染症](様式第8号)」とあるのは「入院措置書[一類感染症・新感染症](様式第19号)」と、同条第6項中「移送することができる」とあるのは「移送するものとする」と読み替える。
- 2 前項の規定による入院勧告・措置を行う場合、管轄保健所長は、10日以 内の期間を定めて行わなければならない。
- 3 管轄保健所長は、第1項の規定による勧告をしようとする場合には、当該 新感染症の所見がある者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を 得るよう努めるとともに、自らが指定する職員に対して意見を述べる機会を 与えなければならない。この場合においては、当該新感染症の所見がある者 又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその 勧告の原因となる事実を意見陳述機会通知書(様式第23号)により通知し なければならない。
- 4 前項の規定による意見を聴取した職員は、聴取書を作成し、指定を受けた 保健所長に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により入院した新感染症の所見がある者について、第2項の 規定により定めた入院期間の経過後、引続き入院を継続する必要があると認 めた管轄保健所長は、入院期間延長措置書[一類感染症・新感染症] (様式 第21号)により、10日以内の期間を定めて、入院の期間を延長すること ができる。当該延長に係る入院期間の経過後、これを再延長しようとすると きも同様とする。

- 6 新感染症の所見がある者の退院については、第21条の規定を準用する。この場合において、第21条第1項中「第19条」とあるのは「第37条第1項において読み替えて準用する第19条」と、同条第2項及び第4項中「病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと」とあるのは「当該感染症を公衆にまん延させるおそれがないこと」と読み替える。また、当該保健所長は、当該患者の退院にあたり、特定感染症指定医療機関の管理者に、新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの意見を求めるものとする。
- 7 新感染症の所見がある者の特定感染症指定医療機関以外の医療機関への 入院については、第22条の規定を準用する。この場合において、第22条 中「第19条」とあるのは「第37条第1項において読み替えて準用する第 19条」と、「第二種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医 療機関」と読み替える。
- 8 新感染症の所見がある者に係る調査及び行政対応を行った保健所長は、当 該内容を直ちに感染症患者等発生書(様式第13号)により、感染症対策課 長にファクシミリ等で報告するものとする。
- 9 前項の規定による報告を受けた感染症対策課長は、必要に応じて関係課や 都道府県等関係機関に対して情報提供を行うものとする。

(苦情の処理)

第38条 第36条及び第37条の規定により入院している患者等又はその 保護者からの、当該患者等が受けた処遇に係る苦情の申出については、第2 5条の規定を準用する。この場合において、第25条第1項中「第19条及 び第20条並びに第22条」とあるのは「第36条及び第37条」と読み替 える。

(一類・新感染症のまん延防止のための措置)

- 第39条 一類感染症又は新感染症にかかっていると疑われる者の健康診断については、第26条の規定を準用する。この場合において、第26条第1項中「二類・三類感染症」とあるのは「一類・新感染症」と読み替える。
- 2 一類感染症又は新感染症に汚染され又は汚染された疑いのある場所又は物件の調査については、第27条の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「二類・三類・四類感染症」とあるのは「一類・新感染症」と、同条第6項中「第28条又は第29条」とあるのは「第39条第3項において読み替えて準用する第28条又は第39条第4項において読み替えて準用する第29条」と読み替える。

- 3 一類感染症又は新感染症のまん延防止のための消毒措置については、第2 8条の規定を準用する。この場合において、第28条第1項中「二類・三類・ 四類感染症」とあるのは「一類・新感染症」と読み替える。
- 4 一類感染症又は新感染症のまん延防止のために行うその他の措置については、第29条の規定を準用する。この場合において、第29条第1項中「二類・三類・四類感染症」とあるのは「一類・新感染症」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第28条」と読み替える。
- 5 一類感染症又は新感染症のまん延防止のための水の使用制限等については、第30条の規定を準用する。この場合において、第30条第1項中「二類・三類感染症」とあるのは「一類・新感染症」と読み替える。

# (建物への立入り制限・禁止)

- 第40条 一類感染症又は新感染症に汚染され又は汚染された疑いがある建物について、当該建物又は場所を管轄する保健所長は、当該感染症のまん延防止のため必要があると認める場合であって消毒により難いときは、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。
- 2 前項の規定による措置を実施する場合、当該保健所長は、適当な場所に当該措置を実施する旨及びその理由、当該措置の対象となる建物又は場所とともに、立入り制限の場合はその期間及び制限の内容、立入り禁止の場合はその期間を掲示しなければならない。
- 3 第1項の規定による措置を実施する場合、当該保健所長は、感染症対策課 長にあらかじめ通報しなければならない。
- 4 第1項の規定による措置は、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要な最小限度のものでなければならない。

#### (交通の制限・遮断)

- 第41条 一類感染症又は新感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場所を管轄する保健所長は、当該感染症のまん延防止のため、緊急の必要があると認める場合であって、当該場所の交通を制限し、又は遮断する緊急の必要があると認められた場合、感染症対策課長に通報するものとする
- 2 前項の通報を受けた感染症対策課長は、直ちに関係機関と協議するととも に知事に報告し、知事が交通の制限又は遮断を行うかどうかを決定する。
- 3 前項の規定による措置は、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要な 最小限度のものでなければならない。

(厚生労働省への通報)

- 第42条 第35条、第37条、第39条、及び第40条に規定する新感染症 に関する措置を行おうとする保健所長は、あらかじめ、感染症対策課長を通 じ厚生労働省に通報し、厚生労働省、感染症対策課長等と密接な連携を図っ た上で当該措置を講じなければならない。
- 2 第41条に規定する新感染症に関する措置の必要があると認める場合、感染症対策課長は、あらかじめ厚生労働省に通報し、厚生労働省と密接な連携を図った上で、知事に報告しなければならない。

(検査機関等からの病原体検出情報の入手)

- 第43条 検査機関等から一類感染症の病原体検出情報を受けた保健所長は、 直ちに当該者等の所在地を確認しなければならない。
- 2 第15条第2項から第5項までに規定する患者等所在地への通報は、前項 に規定する情報を受けた場合について準用する。
- 3 当該者の所在地を管轄する保健所長は、当該者を診断し、一類感染症の疾 患に応じて感染症発生届出票(感染症発生動向調査事業実施要綱に定める様 式)を作成するものとする。
- 4 第36条から第41条までの規定は、前項の規定により保健所長が患者等 を診断した場合について準用する。

(都道府県等からの通報)

- 第44条 感染症対策課長は、都道府県等から一類感染症若しくは新感染症に かかっていると疑われる者又は当該感染症に汚染され若しくは汚染された 疑いがある場所若しくは物件が県内に所在するとの通報を受けた場合、その 所在地を管轄する保健所長に通報するものとする。
- 2 前項の規定による通報を受けた保健所長が第39条の規定による措置等 を行った場合、感染症対策課長に報告するものとする。

(検査)

第45条 一類感染症又は新感染症の検査については、第33条の規定を準用する。衛生研究所による検査が困難な場合、衛生研究所長は、検査を国立感染症研究所等の検査機関に依頼するものとする。

(獣医師等からのり患動物の届出)

第46条 獣医師又は動物の所有者からエボラ出血熱又はマールブルグ病その他感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(以下

「政令」と言いう。)第5条で定める感染症にかかった又はかかっている疑いのある、政令第5条で定めるサルその他の動物(以下「サル等」という。)の届出があった場合の通報については、第15条の規定を準用する。この場合において、第15条第1項及び第5項中「二類・三類・四類感染症の患者等」とあるのは「エボラ出血熱又はマールブルグ病その他政令第5条で定める感染症にかかった又はかかっている疑いのあるサル等」と、同条第1項から第5項中「患者等」とあるのは「サル等」と読み替える。

- 2 前項の規定による届出は、原則として感染症発生届(動物)(様式第22 号)によるものとする。
- 3 第1項の規定による届出を受けた保健所長は、直ちに感染症対策課長及び 生活衛生課長に届出の内容を通報するものとする。
- 4 第1項の規定による届出又は通報を受けた保健所長は、当該サル等の所有者又はその関係者から聴取調査を行い、その概要を直ちに感染症対策課長及び生活衛生課長に報告するものとする。
- 5 前項の規定による調査として必要があると認めるときは、サル等の所有者 に対し、その検体又は当該検体から分離された病原体の提出を求めることが できる。
- 6 感染症対策課長及び生活衛生課長は、互いに情報を共有し、当該保健所長 に対し必要な助言及び支援を行うものとする。
- 7 当該保健所長は、前項の規定による調査により当該感染症にかかっている と疑われる者があった場合、健康診断実施勧告・措置書(様式第15号)を 通知し、当該感染症にかかっているかどうかの検査を行うものとする。
- 8 第26条第1項の規定は、保健所長が前項の規定による健康診断を行う場合において準用する。
- 9 サル等の検体の採取等については、第17条の規定を準用する。この場合において、第17条第1項中「二類感染症」とあるのは「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症」と、「患者等又はその保護者」とあるのは「サル等の所有者」と、「検体採取勧告・措置書(様式第24号)」とあるのは「検体採取・提出命令書(様式第26号)」と、同条第1項から第3項中「勧告」とあるのは「命令」と、「措置」とあるのは「採取」と読み替える。
- 10 サル等の検体の収去等については、第18条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「二類感染症」とあるのは「一類感染症、 二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症」と読み替える。

#### (り患動物の検査)

第47条 前条の規定により提出を受け又は採取し、若しくは収去した検体又は病原体の検査については、第33条の規定を準用する。この場合において衛生研究所による検査が困難な時は、当該検査について衛生研究所長は、国立感染症研究所等の検査機関に依頼するものとする。

#### 第5章 集団発生時等の対応

(発生状況及び原因の調査)

- 第48条 保健所長が集団感染の発生等、県民の健康に重大な影響を及ぼす恐れのある二類・三類・四類感染症の発生を認知した場合、第3章の規定による二類・三類・四類感染症の発生時対策に定める事項のほか、次に掲げる事項について対応を検討するものとする。
  - ア 疫学調査(ただし、腸管出血性大腸菌感染症について、別に定めるところによる)
  - イ 検体の収集及び検査
  - ウ 原因(施設・食品)の究明
  - 工 感染源対策
  - オ 二次感染の防止
  - カ 患者に対する医療の確保
  - キ 住民の不安の除去及び患者等に対する差別の防止対策
  - ク 医師会、市町村等関係機関との連携確保
- 2 前項の規定に基づく検討により対応を行うこととした場合、保健所長は、 事態の概要及び対応方針を直ちに関係保健所長、衛生研究所長及び感染症対 策課長に通報しなければならない。
- 3 第1項の規定による対応を行った場合、保健所長は、その内容を直ちに感 染症対策課長に報告するものとする。
- 4 感染症対策課長は、第2項及び前項の規定による報告を受けた場合、関係 する課室及び機関に対して情報を提供する。

#### (関係機関の支援)

- 第49条 衛生研究所長は、保健所長が行う調査及び指導を支援するため、必要に応じて職員を派遣するものとする。また、感染症対策課長は、必要に応じて国の職員の派遣を要請するものとする。
- 2 医療整備課長、生活衛生課長、薬務課長、食品安全課長、感染症対策課長

及び施設等を監督する課室等の長は、保健所長が行う活動に対し必要な助言 及び支援を行うとともに、感染が他の都道府県等に及ぶ場合の連絡調整を行 う。

(五類感染症の集団発生等)

第50条 県民の健康に重大な影響を与える恐れがあると認められる五類感染症が発生した場合の対応については、第48条及び第49条の規定を準用する。この場合において、第48条第1項中「二類・三類・四類感染症」とあるのは「五類感染症」と読み替え、「第3章の規定による二類・三類・四類感染症の発生時対策に定める事項のほか、」は削除する。

附則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 (第14条第1項関係)

検査対象病原体 細菌性赤痢 ・ サルモネラ (腸チフス・パラチフス) 腸管出血性大腸菌 O 1 5 7

対象業務等	対象業種等	検査回数
A. E. tota W. W. I.t. 78	○食品衛生法第55条の許可営業 者のうち次のもの ・飲食店営業 ・食肉販売業	年2回 (実施時期は適宜。)
食品等営業施設 (下記給食施設 を除く)	・魚介類販売業 ・各種製造業	
	<ul><li>○食品衛生法第55条の許可営業者のうち上記以外のもの</li><li>○食品衛生法第57条の届出営業者</li></ul>	年1回 (実施時期は適宜。)
学校・病院等給食 施設	○食品衛生法第55条の許可営業 者又は食品衛生法第57条の届出 営業者のうち、学校・病院等にお いて継続的に不特定又は多数の 者に食品を供与する施設	月1回以上 (実施時期は適宜。)
水道施設	<ul><li>○上水道施設</li><li>○簡易水道施設</li><li>○専用水道施設</li><li>○自家用水道</li><li>○上記以外の水道施設</li></ul>	年2回 (実施時期は、概ね6 ヵ月ごと)

上記業種等のうち、飲食物の製造、販売、調製又は取り扱いの際に飲食物に直接接触する従業員等を検査対象者とする。また、水道施設については、水道の取水場、浄水場等において従事している者等を検査対象とする。

# 様式3号

受	付年月日		年	月	日	受付	十番 另	7			
			検	体	送	作,		<u></u>			
			長様						年	月	日
										長	::-
下	記のとおり				記						
被	住所	:			Д						
験	氏 名						 男 女				歳
者	病名 ( 疑いの ものを							· i年月日	4	年 月	日
検体	の種類血	液・フ	大便・	尿・ <sub>蒸</sub> ・	その他	1 (	)	採取月	日日	月	日
検査項目	1. 腸 内 細 菌 2. 結 核 菌 3. そ の 他	(塗ま	ī菌・コレ つ・培養			<b>・</b> パラ <sup>・</sup>	チフス	歯•腸管出血	血性大腸	·菌O	)
成											
績	定年月日										
1.3	/ <b>C</b>   /										

# 様式4号

受	付年月	月日		年	月	日	受 付	番号				
				<b>成</b> <sub>長様</sub>	績	通	知	書		年	月	日
検3	査成績は	下記のと	とおり	です。							長	
	H	=	r.			記						
被験者	氏	<b>.</b>	名						男 女			歳
検 体 0	の種類	血 液	・大	便•尿•	痰・その	の他(	)	採	取月日		月	日
<u></u> 2	.腸内	菌(	塗ま~	菌・コレラつ・培養・☆			パラチフ	ス菌・腸	管出血性大胆	易菌 O		) )
成												
判员	定年月	目										

# 様式5号

受	付年月	月		年	月	日	受	付 番	奇 号				
				試	験	等	成	績	書		年	月	日
				様									
								埼	下工県			長€	D
検査	<b></b>	下記のと	:おり	です。		請	Ē						
被	住	所											
験者	氏	2	Ż Ż							男 女			歳
検体の	)種類	血 液	·大	便•尿	· 痰・そ	その他	(	)	採取	月日		月	日
<u>*</u> 2.	腸内はその	菌(	塗まっ	菌・コレラウ・培養・			<b>す・</b> パラ <sup>、</sup>	チフス	菌∙腸管	出血性大用	場菌○		) )
成													
績	 ፪年月	н											

### 患者等届出事項通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者であるとの診断の届出がありましたので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。) 第18条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

また、感染症ごとに下記に定める業務については、当該感染症を公衆にまん延させるおそれがあるので、法第18条第2項の規定により就業が制限されます。

記

- 1 感染症の名称:
- 2 症状:
- 3 診断方法:
- 4 初診年月日及び診断年月日
- (1) 初診年月日 年 月 日
- (2)診断年月日 年 月 日
- 5 就業が制限される業務(※該当箇所に○を付す。)
- (1) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病及びラッサ熱の患者・疑似症患者・無症状病原体保有者は、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務。
- (2) ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下、単に「重症急性呼吸器症候群」という。)、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下、単に「中東呼吸器症候群」という。)痘そう、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。以下、単に「鳥インフルエンザ」という。)及びペストの患者・疑似症患者・無症状病原体保有者は、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務。

(3) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスの 患者・無症状病原体保有者は、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接 触する業務。

# 6 就業が制限される期間

(1) 上記5に定める感染症のうち重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ以外の感染症

その病原体を保有しなくなるまでの期間

(2) 上記5に定める感染症のうち重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ

その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

# 7 処罰

上記に定める就業制限に違反した方は、法第77条第4号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

#### 8 確認検査の請求

上記に定める就業制限を受ける方又はその保護者は、この就業制限を受ける 対象者ではなくなったことの確認を当保健所長に求めることができます。

#### 9 教示

# (1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

#### (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

電話:

# 入院勧告書「二類感染症・新型インフルエンザ等感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者と診断されましたので、感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用する第19条第1項の規 定により、下記のとおり入院を勧告します。

なお、この勧告に従っていただけない場合、入院の措置をすることがあります。

記

# 1 入院期限

年 月 日 午前・午後 時まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、入院期限を延 長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院勧告の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

# 4 退院に関する事項

あなたは、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失が 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失の確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

担当:

電話:

# 入院措置書「二類感染症・新型インフルエンザ等感染症]

第号年月日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者と診断されましたので、感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用する第19条第3項・第 5項の規定により、下記のとおり入院を措置します。

記

# 1 入院期限

年 月 日 午前・午後 時まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、入院期限を延 長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院措置の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

## 4 退院に関する事項

あなたは、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失が 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失の確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

# 5 教示

#### (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることが できなくなります。

# (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

電話:

#### 様式第9号

# 入院期間延長勧告書「二類感染症・新型インフルエンザ等感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用する第20条第1項の規定により、下記のとおり入院期間の延長を勧告します。

なお、この勧告に従っていただけない場合、入院期間延長の措置をすることがあります。

記

1 入院延長期限

年 月 日 まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、さらに入院期限を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院期間延長勧告の理由 当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。
- 4 退院に関する事項

あなたは、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失が 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失の確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

担当:

電話:

#### 様式第10号

#### 入院期間延長措置書「二類感染症・新型インフルエンザ等感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用する第20条第2項・第3項・第4項の規定により、下記のとおり入院期間の延長を措置します。

記

# 1 入院延長期限

年 月 日 まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、さらに入院期限を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院期間延長措置の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

#### 4 退院に関する事項

あなたは、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失が 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症の症状の消失の確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

#### 5 教示

# (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることが できなくなります。

なお、入院期間が30日を越える場合は、法律第26条において準用する第20条 第2項又は第3項に規定する入院の措置について、特例として文書又は口頭により厚 生労働大臣に審査請求をすることができます。

### (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 患者病原体等消失通知書

			年	月	日
(あて先) 埼玉県 保健所長					
	<u>医療機関</u> 管理者名	名			——
感染症の予防及び感染症の患者に おいて準用する場合を含む。) の規					
	記				
1 病 名					
2 患者氏名					
<ul><li>3 確認事項(*該当する項目を言(1)病原体を保有していないこと年 月 日(検査方法:</li></ul>	との確認日時	時			
(2) 感染症の症状が消失したこと 年 月 日	との確認日時 午前・午後	時			

# 入院勧告·措置解除通知書

第号年月日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたに対する入院勧告・措置を、下記のとおり解除します。

記

1 入院勧告・措置解除日時

年 月 日 午前・午後 時

2 退院すべき医療機関名

担当:

**感染症患者等発生書** (一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症)

【発生届	出受理に関	関する	事項	<b>.</b>								
届出受理日	年	月	H	AM•PM	時	分	届出受理保健所			受理者		
通報受理日	年	Я	B	AM•PM	時	分	通報受理保健所			受理者		
F. 20. 11		IB 1. 7	<b></b>									
	出受理に関	対する	事項	. ]				I				
フリガ <sup>・</sup> ナ 氏 名					性別	男女	生年月日 (年齢)	明治•大正 昭和•平成		月	日生(	歳)
					1 /0.1	女	(十四川)	旧印 丁从			H <del>T.</del> (	//////////////////////////////////////
住 所									電話	古 (		
患者所在地									電話	舌 (	)	
職業等						先名等						
【業 種 】 学年等					( <sub>会社</sub> ・   住	・学校名) 所			電話	(	)	
保護者						<u> </u>	<u> </u>		ненн		/	
氏 名									電話	(	)	
保険							般・国保退	職者本	人・国保証	<b>退職者家族</b>	•後期高	新齢者医
種 類	療・生活							よ用人の1割1				
注 <b>1</b> )保護有氏名	• 連絡先: 届出患者	寺까木以午春	百り場合(	りみ記人	注 <b>2)</b> 保快程	<b>製・油出忠る</b>	(等を入院勧告・措置し	に場合いみ記人				
【医療機	関等からの	の届出	に関	する事:	項】							
病					患	者•	疑似症患者	菌菌				
名							<b></b> 病原体保有者					
未	□ 病原体				採取日		年	月	日 (	AM•PM	時	
断	□ 血清学	-	<b></b>	検		便	• 血液	• ~	の他(			
方法	□臨床決			検査							- f.	
<b>公</b>	□ その他	<u>lī</u>	\	-	判定日	_	年	月_	日	AM•PM		
治	( 抗菌薬	口なり	<i>)</i> !	快宜 薬品	機関名 タ <i>(</i>							
療		口あり		投与		,	年	月	日 ~	年	月	月)
発病日	12 12 1	年	<u></u>		AM·PM	時	初診日		<del>-</del> 年	 月 日	AM•PM	時
診断日		年	月	日	AM•PM	時	死亡日		年	月 日	AM•PM	時
入 院	□なし			年	月	日 Al	M·PM 時	入院				
歴	□ あり	入院	先	<b>医療機関</b>	名							
届出時	□なし	□轁		口中	等症	□重症			の他			
の症状	口あり	一丁	痢	□発	_	□腹痛		L 情	報			
診断医師	<del></del>					機関名	-					
氏 名					所	在	地		(	`		
(その他通報者名)							電話		(	)		
「虫耂に	対する調査	ちょー 貝貝	ナス	車−召【								

現在	□なし	□軽症 □中等症 □重症 □不明 その他
の症状	□あり	□下痢  □発熱  □腹痛  □嘔吐   情 報
推定さる 染	推定感染地 域(納嫌壓)	□国内 □不明 □海外(繊維 ) (繊繝 年 月 日~ 年 月 日) □個人 □グループ( 人) □団体ツアー( 人) (旅行会社名 電話 )
	推定感染 原因等	□人(患者)から □飲食物から □水から □動物・昆虫から □その他( ) □不明

# 【患者に対する疫学調査に関する事項】

発症から	現在まで	で症状	• 所見等							
	発症日	/	/	/	/	/	/	/	現在	記 入 例 等
発 熱										当日の最高体温を記入 (℃)
下 痢										(例):有形·有形軟便·泥状
便性										水様状・粘液・血便
血 便										症状有(○) ・無(×)
腹痛										症状有(○) ・無(×)
悪心嘔吐										症状有(○) ・無(×)
食 欲										食欲有 (○) ·無 (×)
脱 水										症状有 (○) ・無 (×)
病院受診										入院・外来・×
登校勤務										登校勤務(○)・欠席(×)
喫食状況等										
月日	/		/	/	/	/		/	/	/
朝食										
昼食										
夕食										

注1) 喫食状況等:潜伏期を考慮して調査期間を決める 注2) 共通の喫食者を把握し記入する 注3) 詳細な調査は別に定める調査票を利用する

# 【環境調査に関する事項】

住居形態	口戸	建住宅	□共同住宅	(マンション、団地、アハ゜ート等	) [	]その他(	)	
トイレ	□庫	用	□共同			□水洗式	□汲み取り	式
下水道	口な	こし	□あり	□浄化槽	(放流先	: □道路側溝	等 □吸い込み)	
飲料水		:水道(貯水	<槽:□なし	□あり) □♯	‡戸(□	専用 □共	同)	
炊 事 場	□庫	用	□共同	□その他	(	)		
風 呂	□≢	用	□共同	□その他	(	)		
動物飼育	□屋	内 有(サ	トル・犬・猫・	カメ・その他)	□屋外	有(サル・	犬・猫・その他)	
勤務先等形態		□単独建準	勿 □共	司建物 口そ	の他			
トイ	レ	□専用	□共同			□水洗式	□汲み	取り式
給 食 施	設	□食堂	□給	食・弁当・出前		外食	□その他	

# 【患者接触者等の調査に関する事項】

患者と	氏	名	性	年	住 所	電	活 症	定状	健	康 診	断	備考
の関係			別	齢		(連絡先)		•	予定日	結果判定日	結果	
						( )	有	·#				
						( )	有	·#				
						( )	有	·#				
						( )	有	·#				
						( )	有	•無				
						( )	有	·#				

注1)対象者が多数いるため記入しきれない場合は、適宜別紙として名簿を添付する

# 【行政対応に関する事項】

患者	届出事項通知日	1		年		月	目	AM•	PM	F	寺					
1.6	Alle et al	[	コなし								→/.	.,	□本	くしか	<b>5</b>	
就	業制	限	]あり	(業務:							勤務		□そ	の他		
の	適	用   「						)		-	への j	車絡				
就業	制限に係る診る	<b></b>	への謬	常問・報行	告年	月日		年	J	<u>_</u> _ 月	目	AM•PN	1	時		
<del>                                     </del>	制限解除年月日						<u>-</u> 全認 した <sup>4</sup>	 丰月日								
	年	月	日	AM•PN		時		確認書類		-						
	,					-		I IEIG E	/ ///							
消	□命 令		年		1	目	AM•PM	時		通知	11相目	<b>毛名</b>				
毒	□指示		<del></del> 年				AM•PM	<del></del> 時			········· 町 村					
				<i>)</i> ,	J	— н	AM I W	H/J		111	H1 √11	111				
入	ロなし	1	F	· r		——————————————————————————————————————	411 DII	n-l			<b>+</b>	4.1.	.			
院知	□勧告		年				AM PM	時			実	施			10	
勧告	□措置		年				AM PM	時			1米 1姓	所名			17	R健所_
等	入院日時		年		-	日	AM•PM	時	f							
<b>├</b>	医療機関名		_				Fr				П	AM DW		n+:		
	延長勧告等	□勧告		□措置			年		<u>月</u>			AM PM		時		
再红			□措				年		月 			AM·PM		時		
<u>延</u> 長	2 🗏		□措				年		月 			AM·PM		時		
	3 回 目		□措	直			年		月		目 .	AM•PM		時		
移	□保健所車両		+-=	n+	HH				M DM	,	n±-		• \			
	□業者委託	依	頼	時間黎門	間				M • PM		時味		· \			
送				地出発明 引到着明					M • PM		時 時		· \			
		医 1	京 (茂 )美	判有片	寸   則			A	M•PM		叶	2	分			
-,	BB	lriri			П		n+:	虚	类		′ <del></del>	ш I.	カ ※	^ <i>E</i>	,	<b>中子</b> 日 料
診	開	催	<del>/-:</del>		月	AM DW	時	審	議		<u>結</u>		筋 譲	会名	<b>1</b>	席委員数
▲ 協	1回目		年 		日	AM PM	 一 時		院延			尤				
議	3回目		年 年		日日	AM•PM AM•PM	 時			: □ì						
会	4回目		<u>牛</u> 年		日	AM•PM	<del></del> 時			: □ì : □ì						
	4世日		+	月	Н	AMTIM	н <del>д</del>		延天	X	凶死					
\H	口、旧吟		/ <del>r:</del>	п	П	AM DW	n±.		`日 [75]	7 [		i /+· +·	四七	1 4 1 1		
退   院	□退院		年	月	月	AM PM			退院理由		□炳厉 □症状			しない	•	
阮	□転床等		年	月	月	AM•PM	叶		理田	1   [	二址孙	、の用	大			
	== _\ <del>-</del>		-=±:_\ <u>`</u>	()\(\frac{1}{2}\)	0.7	♥ \		+=± _\ <u>`</u>	( )/L	th o	0 2					
各	請求内容	□愥鱼		(法第1	ð ∮			完請求			1		7 5-4-	_		
ļ	請求日		年	月		日 AM・		寺 受		者	_	炒	<b>R健</b> 彦	T		
種	確認日		年	月		日 AM・				結果	_			_		
請	連絡日		年	月		日 AM・		寺 追		者			<b>R健</b> 彦	Ť		
求	請求内容	□検査	請求	(法第1	8 🕏	条)	□退隊	完請求				1				
確	請求日		年	月		日 AM・	PM B	寺 受	芝 理	者	·	仔	<b>R健</b> 彦	Î		
認	確認日		年	月		日 AM・	PM 🖪	寺 杉	食査?	結果	:					
<b>I</b>	連絡日		年	月		日 AM・	PM B	寺 追	匡 終	子者		仔	<b>R健</b> 彦	Î		

検	□勧告	年	月	目	AM•PM	時	通知相手名	
体	□措 置	年	月	目	AM•PM	時	実施保健所名	保健所
採	採取(提出)日時	年	月	目	AM•PM	時		
取	検 体	便・血液・その	)他(					)
勧	検査方法							
告	結果判定日	年	月	目	AM•PM	時		
等	検査機関名							

	□命 令	年	月	目	AM•PM	時	通知相手名	
検	□収 去	年	月	目	AM•PM	時	実施保健所名	保健所
体•	提出(収去)日時	年	月	目	AM•PM	時		
病	検体	便・血液・その	)他(					)
原	検査方法							
体	結果判定日	年	月	目	AM•PM	時		
	検査機関名							

# レジオネラ調査票

	保	健所名	
	担	当者名	
пь	FEA LEE MT	Нап. В	
氏 名	年齢 生年月日 SH	R 年 月 日 性別 男	女
住 所	ョ	這舌	
発症日	入院日	帰	
嗜好品	□喫煙(1日 本× 年) □アルコール(1	日 )	
合併症	□透析 □糖尿病 □免疫異常 (ステロイド剤、悪	性腫瘍、その他	
□あり	□血液疾患 □その他(具体的に)		
□なし			
菌種	Legionella pneumophila, L.anisa, L.feeleii, L.	詳細不明	
血清群	尿中抗原	検査施設	
2週間以内	可の旅行 □あり □なし 入浴施設利用	□あり □なし	
ツアー名		同行者数	
旅行期間	年 月 日 ~ 年	月 日	
旅行先			
ホテル等	□ホテル・旅館		
の名称	□ゴルフ場等		
特記事項			
入浴(過去	5.2週間)		
風呂	□24時間風呂 (□自宅 □その他 )		
温泉	温泉名:		
	□温泉水の飲用 □打たせ湯 □風呂での転倒		
その他	□気泡浴 □シャワー □循環湯によるシャワー	□池や湖での水泳 □プール	
	入浴状況(時間、回数、入浴した浴槽等)		
日常活動			
職業	□ビル、浴槽等の清掃 □土木解体作業 □そ	の他 □職場の入浴設	備
自宅.職場	□周囲の冷却塔 □超音波加湿器 □園芸(腐	葉土) □循環式給湯施設	
よく行く	買い物		
場所		□噴水 □人工滝 □人工せせら	ぎ

保	17-11-	ᆵ	_
1 <del>-16-</del> 1	174	HJ	т

施設名									
併設施設									
建物延床面積			m³	併設	施設を食	含めた延	床面積		m³
階高	地上	階	地下	階	空調月	用冷却均	<b>善</b> 無	有	
空調設備	ルームエ	アコン	天井埋め込み型	エフ	アハンドリ	レグ	その他		
加湿設備	無 有→	空調機内	卓上型加湿器	その	)他(			)	
	(		)						
給湯設備	無 有→	盾環式給湯	易(設定温度	℃)	Ţ:	宁湯式給湯	•	瞬間湯沸かし	•
修景水	無 有→	噴水 ノ	口滝 人口せ	せらぎ					

# 冷却塔

型式	開放式(向流型	直向流型)					
設置年		設置位置					
薬注	無 有	薬注方法					
薬剤名称				注	入	量	
稼働状況							

# 浴槽 (一般家庭等)

注:営業施設等は様式13-4使用

			E: 自永旭畝 (16 km 11 0 1 区/11
種別	普通浴槽	2 4 時間循環型	
設置場所			
設置時期	年 月	年 月	
利用者対象人数	人	人	
利用頻度	毎日・週 回	毎日・週 回	
使用水	水道 他:	水道 他:	
換水頻度		週 回・月 回	
清掃回数	毎回・週 回	毎回・週 回	
消毒方法			
フィルター交換		か月回	
設置メーカー名			
保守契約		無有	
浴槽付帯施設	気泡浴・水流浴	気泡浴・水流浴	
循環湯使用シャワー	無有	無有	
浴用剤使用	無有	無有	

■消毒方法:0無 1塩素持続注入 2塩素剤注入 3紫外線 4オゾン 5その他(

# 検査結果

検体	水温℃	残留塩素 mg/l	一般細菌数/mg	大腸菌数/ mg l	レジオネラ/100ml

レジオネラに関する施設・設備調査票 浴槽(営業施設等)

調査	年月日	年 月	日	保健所名		
記入	者氏名					
		<u> </u>				
施設名			所在地			
, t , = to , let			 衛生管理	者氏名		
申請者			管理規約	の有無		有・無
営	業状況	営業時間: 時	分~ 時	<u>分</u> 、 休館 F	1:(	)
平均入浴者	数(平均 人/日)	平日		土・日・祭日		
	源水の種類	温泉水 • 地下			)	
源水	NE La LES	浴槽水が混合水の		()水を	( ):( )	
<b>調</b> 木吐	源水の水質を    浴槽水の	検査 1年に(   ※##タ		沙坤夕	濃度 (mg/l)	<b>歩</b> 乳 立
ł	「俗僧小り 塩素濃度	浴槽名	濃度 (mg/l)	浴槽名	仮及(IIIg/I <i>)</i>	施設立会者名
)/X El 2	<b>血</b> 示版及					
測定時刻:	時 分					
		設置あり(加熱方		 気、その他	)・設置なし	,
	貯湯タンク		設定温度	(	) <b>℃・</b> 設定なし	
я11907 У 7		設置ありの場合	清掃頻度	定期的(	日に 回)・ラ	未実施
		連日使用型	1 循環浴槽	男 :	基、女	: 基
	浴槽		換 水 頻 度	(	) 目 に	1 回 換 水
施設機器		毎日完全換水	、型循環浴槽	男 :	基 •	女 : 基
		循環ろ過装置	T	男 :	基・	女 : 基
			気泡発生装置	男 :	基 •	女 : 基
	エアロソ	がル発生装置	ジェット噴射装置	男 :	基 •	女 : 基
		3 <b>2-7</b>	うたせ湯			[用水: )
		NI 1 NI	ミストサウナ	男: 基・	女: 基(使	
		消 毒 方 法	薬剤(薬剤名:		紫外線・オゾン・	
	※挿业の巡書	塩素自動注入装置			) m g	
	浴槽水の消毒	測 定 記 録 簿	無:使用薬剤名 有:(保存期間:		)・無	(錠剤、液剤、粒剤等)
衛生管理		測定法法			<u>/ ボーボーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	ン・DPD・雪極式)
	浴槽の清掃・	実施者	自社による清掃			) DID 电图20/
	消毒方法	実 施 回 数			洗い・機械・薬(	)
	循環ろ過装置	の清掃・消毒方法			洗•薬剤還流(薬剤	刊名: )
浴槽水の	)水質検査	実施している(	定期的:	に1回・ 随時	<b>歩</b> ・ その他:_	)・未実施
		実施している(	定期的:	に1回・ 随時	宇 ・ その他:_	)·未実施
レジオネラ	属菌水質検査	実施している場合	実施年月日	年 月 日	検査結果	cfu/100ml
	1	注:実施回数が多	い場合、検査結果	:を供与してもら	っう。	
調査時の						
特記事項						

# 新型インフルエンザ等感染症患者等発生書

ı	【発生	届出	受理	に目	国す	スコ	車項,
	元工	/Ш IL	又生	( 🖵 🗁	わり	′ <b>ン</b> ¬	尹"只,

届出受理日	年 月	日	届出生	受理保健所			受理	者			
通報受理日	年 月	目	通報等	受理保健所			受理	者			
【発生届出受理	理に関する事項】										
フリガナ		性	男	   生年月日	明治・大正	Ē					
氏 名		別	) 力 一女	(年齢)	昭和・平成	え・令和	年	月	日		
		נימ	<u> </u>	<del>(十</del> 函四	(	歳)					
住 所					電話						
所在地					電話						
職 業	勤務外	名称(	会社名・	学校名)							
(学校等)	住所										
(子汉寺)					電話						
保護者		保護	養者連絡	各先	電話						
氏 名		住列	Í								
保健種類	保健者本人・ 被保健	者家族	・国保	R一般 · 国係	<b>R退職者</b>	一本人・	国保	退職者	家族	Ē	
後	期高齢者医療 ・ 生活	保護(受	給中 ·	申請中)・	その他						
	ゝらの届出に関する事	項】									
10 177 777				<b>房原体保有者</b>							
診	断区分 検査診断	• 1	a床診	<b></b>							
-	速診断キット 検体		(	)		検体採用	<b></b> 反日		年	月	日
結	果 A 陽性 · 陰性	:				判別	定日		年	月	日
診断方法 病	原体遺伝子の検出	検体の	種類	(	)	検体採り	立日 コー		年	月	目
結:	果 SwH1 陽性・H1 P	易性・F	[3 陽性	・B陽性・陰	性	判別	主目		年	月	月
そ	<b>の他の検査</b> 方法:			結果		検体採用	文日		年	月	目
						判定	芒日		年	月	日
" 点 抗	ウイルス薬投与	□な	<b>し</b> •	□あり	I						
治療	薬品名(		) 找	设与期間(	年	月 日	$\sim$	3	年	月	日)
7 P#	なし 入院日時		年月	月 日 時	寺						
入院	あり 入院先医療	機関									
(発生届に無い)	ロなし										
届出時の症状	□あり□□□	頁痛	□結腸	莫炎							
診 断 医	師	医療	機関名	等							
氏名		住所	ŕ								
(その他通報者)					電	話話					
【患者に対する	が調査に関する事項】	•									
	□なし □あ	り(口軽	症	□重症	□不	明)					
	□38℃以上の発熱				口全	身倦怠。		□頭指	 首		
型子 & 产品				□咽頭痛		亥漱		吐・嘔			
現在の症状	□下痢 □筋肉								_, .	)	
	□脳炎・脳症(発症										
	届出時からの経過					不変	□不	明			
	□国内□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				<u>`</u>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
推定感染地域	□海外 渡航先			)	帰国年	三月日(		年 月		∃)	
	旅行形態 □個。		グルー								

		旅	行会社名	占(					電	話		)
【患者に対	する				項】					·		
症状所見			<u></u>									
	発	얊症	水中口								現在	⇒□ 1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	前	<b></b>	発症日								児仕 	記入例
発熱												有り○ 無し×
鼻汁鼻閉							1					有り○ 無し×
咽頭痛												有り〇 無し×
全身倦怠							1					有り〇 無し×
							1					
病院受診												有り○ 無し×
入院												有り○ 無し×
通学・通勤	j											有り〇 無し×
既往歴等										I		
直近のイン	フル	エン	ザワクチ	 ン接系	重		なし	 □あり(	時期		ごろ	5) □不明
1年以内								 □あり(			ごろ	
					_		<u>'40 L</u>		PJ 291			)) L(1,0)
その他の見	-			□あり □あり	_							
現病	歷		1/4 L	<u> </u>								
【串耂坛仙	<b>少</b> 調:	木/ァド	胆士で車	T百】 方	, = =	カト	7.4.の字体	公士立品	1 = 1/2			
【患者接触	白丽:	直に	判り 〇 尹	·垻】 2		タレーター	スクトリフ <u>家</u> 族	:守⁄女胜	(白		四シの	
患者と		P	氏名		性	1 ' 1	連絡	絡先		発症の	受診の	その他
の関係					別	齢			$\dashv$	有無	有無	
						-			$\dashv$			
						$\vdash\vdash\vdash$			$\dashv$			
						$\vdash\vdash\vdash$			$\dashv$			
						$\vdash\vdash\vdash$			$\dashv$			
					<u> </u>							
「コルウ虫学	の細	<del>**</del> ) > [	ヨロナフ市	÷⊤ƶ								
【入院患者	(ノ) (河)				нт, ц,ц	<b>一</b>		・・・			· 由	
基礎疾患		□妊					□慢性 不全 そ				忠	,
ロカインボ	7.1 <del>.1.</del>		機能障害		/2 -	.,		の他の	左啶2	失忠(		,
ワクチン接   □あ							チン接種あり ン接種あり	. <b>y</b>				
□め□	-							工士士	10		口细木山	
							ザワクチン				□調査中	
入院理由	→ □新型インフルエンザ重症化のため □主に基礎疾患等の治療のため → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							)				
□経過観祭のため □感染拡大防止のため □その他( )												
治療方法				リ						)	□内服な	
入院中の急				- free	<u></u> □あ		口なし		一不			
入院中の人					<u></u> □あ		ロなし		<u></u> 一不			
							投与 □あ			(人工呼		
患者の状態			怡療室へ	入院	()	骏素!	投与 □あ	り ロ <sup>7</sup>	なし)	(人工呼	吸器 □使	用 口なし)
		転院										
		軽快		冶瘉记	烷(i艮[	淙	年 月	日)	,	□死亡让	訓院	

# 就業制限解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定による就業制限は、下記のとおり解除されましたので通知します。

記

- 1 感染症の名称
- 2 病原体を保有していないこと(ただし、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器 症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに 限る。)、鳥インフルエンザ (H5N1又はH7N9) については、病原体を保有していないこと又はその症状が消失していること。)の確認
- (1) 確認年月日 年 月 日 午前・午後 時
- (2) 確認方法

担当:

#### 健康診断実施勧告・措置書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

#### 1 健康診断実施勧告の理由

あなたは にかかっている疑いがありますので、感染症のまん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第17条第1項又は第45条第1項の規定により、健康診断を受けることを勧告します。

※ 健康診断の受診期限 年 月 日までに当保健所で行います。

#### 2 健康診断実施の措置

1の健康診断実施勧告に従っていただけない場合は、法第17条第2項又は第45条第2項の規定により、健康診断の措置を実施します。

- ※ 健康診断措置の実施
- (1) 実施日時

年 月 日 午前・午後 時

- (2) 実施場所
- (3)方法

#### 3 教示

#### (1)審査請求について

上記2の処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

#### (2) 取消訴訟について

上記2の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)

の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日 ((1)の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月 以内であっても、この処分の日 ((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求 に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。

担当:

#### 消毒実施命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。) 第27条第1項・第29条第1項・第50条第1項の規定により、下記のとおり消毒 の実施を命令します。

なお、この命令による消毒では、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認める場合は、法第27条第2項・第29条第2項・第50条第1項の規定により、市町村に消毒を指示する場合があります。

記

- 1 消毒実施日時又は期限
  - 年 月 日 午前・午後 時
- 2 消毒場所及び消毒物件
- 3 消毒の方法
- 4 教示
- (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をす

ることができなくなります。

# (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 消毒実施指示書

 第
 号

 年
 月

 日

市町村長 様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項・第29 条第2項・第50条第1項の規定により、下記のとおり消毒の実施を指示します。

記

1 消毒実施日時

年 月 日 午前・午後 時

- 2 消毒場所
- 3 消毒の方法

担当:

### 入院勧告書[一類感染症・新感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者と診断されました・新感染症の所見があるとの届出がありましたので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項・第46条第1項の規定により、下記のとおり入院を勧告します。

なお、この勧告に従っていただけない場合、入院の措置をすることがあります。

記

### 1 入院期限

年 月 日 午前・午後 時まで ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、入院 期限 を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院勧告の理由 当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

#### 4 退院に関する事項

一類感染症の方は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、 退院することができます。

新感染症の所見のある方は、この感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この一類感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症を公衆にまん延させるおそれがないことの確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

担当:

#### 入院措置書 [一類感染症・新感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者と診断されました・新感染症の所見があるとの届出がありましたので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第3項・第5項・第46条第2項・第3項の規定により、下記のとおり入院を措置します。

記

# 1 入院期限

年 月 日 午前・午後 時まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、入院 期限 を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院措置の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

#### 4 退院に関する事項

一類感染症の方は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、 退院することができます。

新感染症の所見のある方は、この感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この一類感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症を公衆にまん延させるおそれがないことの確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

#### 5 教示

#### (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

#### (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 入院期間延長勧告書 [一類感染症]

第号年月日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者として引き続き入院の必要があると認められますので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第20条第1項の規定により、下記のとおり入院期間の延長を勧告します。

なお、この勧告に従っていただけない場合、入院期間延長の措置をすることがあります。

記

1 入院延長期限

年 月 日 午前・午後 時まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、さらに入院 期限を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院期間延長勧告の理由 当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。
- 4 退院に関する事項

あなたは、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この感染症の病原体を保有していないことの確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

担当:

雷話:

# 入院期間延長措置書<br/>[一類感染症·新感染症]

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

あなたは、 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者・新感染症の所見があるとして引き続き入院の必要があると認められますので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第2項・第3項・第4項・第46条第4項の規定により、下記のとおり入院期間の延長を措置します。

記

# 1 入院延長期限

年 月 日 午前・午後 時まで

ただし、当該感染症のまん延を防止するために必要と認められた場合、さら に入 院期限を延長することがあります。

- 2 入院すべき医療機関名:
- 3 入院期間延長措置の理由 当該感染症のまん延を防止するために必要と認められるため。

#### 4 退院に関する事項

一類感染症の方は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、 退院することができます。

新感染症の所見のある方は、この感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが 確認されたときは、退院することができます。

また、あなた又はその保護者は、当保健所長に対し、この一類感染症の病原体を保有していないこと又はこの感染症を公衆にまん延させるおそれがないことの確認を請求し、併せて退院を請求することができます。

# 5 教示

(1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

なお、入院期間が30日を越える場合は、第20条第2項又は第3項に規定する 入院の措置について、特例として文書又は口頭により厚生労働大臣に審査請求をす ることができます。

#### (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 感染症発生届 (動物)

(あて先)

埼玉県知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出ます。

			報告	年月日	(	年	月	日)
	獣医師の氏名 診療に従事する施設の名称					(署:	名又は記	<u>印</u> 名押印)
	上記施設の所在地・電話番号		(施設がない場合は		<u>話(</u> 自宅のf	住所・'	電話番号:	<u>)</u> を記載)
1	動物(死体)の所有者の氏名							
2	動物(死体)の所有者の住所							
			電	話(				)
3	動物(死体)の所在地							
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼	育され、	若しくは生息して	いた場	听			
5	① エボラ出血熱のサル (サルの種類 )	]	8 動物の症状及び	が転帰し				

	① エボラ出血熱のサル
5	(サルの種類 )
感該	② マールブルグ病のサル
1.5m.   120	(サルの種類)
症	③ ペストのプレーリードッグ
症の	(プレーリードッグの種類)
名衆	4 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス
称音	属SARSコロナウイルスであるものに限る。) <b>の</b>
及专	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン
びを	※いずれかの動物を囲むこと
動曲	⑤ 細菌性赤痢のサル
物も	(サルの種類)
条症の名称及び動物の種当する番号を囲むこと)	⑥ ウエストナイル熱の鳥類
種と	(鳥の種類)
類	⑦ エキノコックス症の犬
	(犬の種類)
	8 結核のサル
	(サルの種類)
	⑨ 鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類
	(鳥の種類)
	① 病原体検査(検体 )
6	(方法
6 診	(型)
断	② 血清学的検査(検体    )
方	(方法
法	(型)
14	③ その他 ( )
	(該当するもの全てを記載すること)
7 獣医	師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のため
に必	要と認める事項
	·

8 動物の症状及び転帰			
9 初診年月日	<u></u>		
10 = 5 N/C / 10 = 1/2 / 10 = 1	年	月	日
10 診断(検案※)年月日	<i>I</i>		
11 死亡年月日(※)	年	月	日
Ⅱ 死亡年月日(※)	年	月	日
12 推定される感染時期・感		Э	
<u>12 推定される悠楽時期・悠</u> ・推定される感染時期	<b>米</b>		
1 年 月			j
・ ① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ま定できず	2	- 1:
・感染原因	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		i
1)(			
			빗
② 注意義務をもっても特	寺定できず	2	
③ 実験感染			i i
13 同様の症状を有する他の	動物(死何	本)の有無	ŧ l
① あり (		)	
(群の感染の場合その規模:			)
② ない			
14 人と当該感染動物との接	触の状況		;
① あり (		)	
(a) +>1>			
② ない ***********************************			: =:±

| ② ない | 1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

<sup>5、6、12</sup>から14欄は該当する番号等を $\bigcirc$ で囲み、 $9\sim$ 11欄は年月日を記入すること。%は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。

# 意見陳述機会通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。) 第20条第6項(同法第26条において準用する場合を含む。)・第46条第5項の 規定により、法第20条第1項・第46条第1項の規定による勧告に対して、意見を 述べる機会を付与します。

ついては、下記のとおり意見を述べるべき日時等について通知します。

記

- 1 意見を述べるべき日時(又は、意見書の提出期限) 年 月 日() 午前・午後 時 分から
- 2 意見を述べるべき場所(又は、意見書の提出先)

- ※意見書を提出することで、出頭しての意見陳述に代えることができます。 ※特に述べるべき意見がない場合は、その旨担当職員に申し出てください。

担当: 電話:

#### 検体採取勧告・措置書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

#### 1 検体採取勧告の理由

あなたは にかかっている疑いがありますので、感染症のまん延を 防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下 「法」という。)第16条の3第1項又は第44条の7第1項の規定により、検体 採取に応じることを勧告します。

※ 検体採取の期限 年 月 日までに当保健所で行います。

#### 2 検体採取の措置

1の検体採取勧告に従っていただけない場合は、法第16条の3第3項又は第44条の7第3項の規定により、検体採取の措置を実施します。

- ※ 検体採取措置の実施
- (1) 実施日時

年 月 日 午前・午後 時

- (2) 実施場所
- (3)方法

#### 3 教示

#### (1)審査請求について

上記2の処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

#### (2) 取消訴訟について

上記2の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)

の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日 ((1)の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月 以内であっても、この処分の日 ((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求 に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 検体・病原体提出命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。) 第26条の3第1項・第50条第1項の規定により、下記のとおり検体・病原体の提 出を命令します。

なお、この命令に従っていただけない場合は、法第26条の3第3項・第50条第 1項の規定により、検体・病原体を収去する場合があります。

記

- 1 提出日時又は期限
  - 年 月 日 午前・午後 時
- 2 検体・病原体
- 3 収去の方法
- 4 教示
- (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か 月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請 求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取 消しの訴えを提起することができなくなります。

担当:

# 検体採取・提出命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県 保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。) 第26条の4第1項・第50条第1項の規定により、下記のとおり検体の提出又は検 体の採取に応じることを命令します。

なお、この命令に従っていただけない場合は、法第26条の4第3項・第50条第 1項の規定により、検体を採取する場合があります。

記

- 1 提出日時又は期限
  - 年 月 日 午前・午後 時
- 2 検体・病原体
- 3 収去の方法
- 4 教示
- (1)審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## (2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日((1)の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か 月以内であっても、この処分の日((1)の審査請求をした場合は、当該審査請 求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取 消しの訴えを提起することができなくなります。

担当: